

## 10月定例議会が開かれ、すべて原案どおり可決

～ 市長選挙の関係で通常より早く開催～

市議会議員の小川清美です。去る10月27日から11月18日まで、10月定例議会が開催されました。通常は11月末から12月に開催されますが、本年度は市長選挙の関係で、前倒しで行われ、当局からは補正予算案など20議案が提出され、すべて原案どおり可決されました。また、議会委員会提出案件として、犬山市議会議員政治倫理条例を制定しました。なお、これに先立つ9月定例議会では、24議案を可決しました。



## 10月議会で可決された議案とその内容(抜粋)

### 一般会計補正予算

- 学校給食費追加無料化事業（学校給食費）  
 事業費 63,746 千円 ※物価高騰支援  
 市内小中学校の児童給食費を来年1月から3月分まで無料化（9～12月は既に実施中）
- 未就学児給食費無料化事業  
 事業費 26,326 千円 ※物価高騰支援  
 保育園や幼稚園に通う乳幼児給食費を来年1月から3月分まで無料化（9～12月は既に実施中）
- 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業  
 98,783 千円（全額国庫負担）  
 一定要件を満たす児童手当受給者に対し、児童1人当たり1万円を支給
- 障害福祉サービス・障害児通所給付事業  
 226,000 千円（内、市費負担 56,500 千円）  
 国の制度として実施している事業の経済対策として実施
- 介護施設等運営補助 11,230 千円  
 サービス体制の確保のため、介護施設の整備事業実施を希望する事業者に対して10/10の国交付金、県補助金を投入するもの
- 犬山南小学校改築工事 1,052,821 千円  
 現在進めている北舎解体工事について、アスベスト含有材料使用が判明したため、同処理工事費を増額補正。また、来年度予定してい

区分	条例	単行 (契約等)	人事	補正 予算	決算	件数 (議案数)
9月定例議会	7	3		11	3	24
10月定例議会	8	2		10		20
案件数	15	5	0	21	3	44

た新校舎建設工事について、国の交付金交付の可能性が出てきたため、前倒して計上

- 休日急病診療所管理事業 1,644 千円  
 新型コロナ対応強化による補正増及び、尾北医師会が実施する休日夜間当番医制が来年2月に廃止されることに伴う業務委託料等の増額 ※新医療体制は、裏面をご覧ください。

### 下水道事業会計補正予算

- 汚水管きよ改良事業 100,000 千円  
 管きよの更生工事を約1.2km実施

### その他の議案

- 五ヶ村調整池整備工事の工事契約変更  
 工事で発生する残土の処理が市内では受け入れ困難となり、運搬距離変更による工事費の増額（発生残土 10t ダンプ約3,000台分）  
 当初契約額 272,800,000 円  
 変更契約額 326,267,700 円

## ○犬山市道路占用料条例等の一部改正

国の政令（道路法施行令）の改正を受け、市の道路占用料、準用河川占用料、都市公園使用料、法定外公共物使用料を見直すもので、改正により 3,416 千円減額の影響がでる。

## ○犬山市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

犬山駅東の第1駐輪場（名鉄からの借地）を返還し、これまでの第4駐輪場の名称を「第1駐輪場」に変更する。



### お知らせ

令和5年2月から、休日急病診療所の診療時間などが変更になります。

現状 休日急病診療所診療時間  
9:00～正午 & 14:00～16:30  
在宅当番医制(当番医療機関)  
17:00～20:00

変更後 休日急病診療所診療時間  
9:00～正午 & 13:30～17:30  
在宅当番医制(当番医療機関) 廃止

## 10月定例議会 私の一般質問（要旨）

### 質問Q&A（要旨）

件名 市街化調整区域における本市オリジナルの立地緩和措置について

**Q** 犬山市の市街化区域面積は、全体の14%程度で、ほとんどが市街化調整区域となっており、その他に「農振農用地」や「自然公園区域」など、当市は、近隣に比べ、開発規制が厳しい市町と言えます。そうした中であって、人口減少の抑制やコミュニティの維持の課題解決などに向け、市長号令の下、知

恵と工夫をもって、これまでに市街化調整区域での建築物の立地規制の緩和に取り組まれており、ひと昔前と比較しますと、かなり門戸が広がったと認識しています。都市計画法に係る本市オリジナルの開発等緩和措置について、総括しての所感や今後に託したいことなど、山田市長にお訊きします。

### ▽開発等緩和措置

※産業用区域として7地区計7.9ヘクタールを指定。事業所は、進行中のものを含め8件立地

※今年4月1日付けで富岡、塔野地の一部について住宅が建築できるよう指定

※今年4月1日から、観光資源の有効な利用上必要な建築物（商業施設）を市内幹線道路沿線においても、立地できるよう運用基準を緩和

※優良田園住宅制度の活用（栗栖、今井）

**A** 基本的には、待ちではなく、攻めの姿勢で臨んでいくこと。やれない理由ではなくて、やれる方法を考えるということです。たとえ部分的であっても門戸を広げることによって、可能性はそこから生まれてくるという意識を強くして臨んできました。特に産業集積誘導の関連では、それなりの成果につながっていると感じていますし、住宅地や商業地の立地区域指定では今年4月からこれを進めていますので、効果はこれからではありますが、運用が柔軟化することによって、次の世代につながる可能性があると思っています。どうしたらこの町が豊かになるのかという物差しでルールを運用し、市長も職員も営業マンという意識を持つべきであり、いろんな関わりを幅広く持ちながら、やれること、やれないことを見極めていくことを今後に託したいと思います。



これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。なお、市政について判らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

